

1 年 保 存

秘  
有 ・ 無期限  
平成 22 年 2 月 17 日から  
平成 23 年 2 月 16 日まで

基 発 0217 第 4 号

平成 22 年 2 月 17 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

新たな監督指導手法の試行について

経済社会の構造変化が進展し、企業間競争の激化や近時の経済情勢を反映して企業を取り巻く経営環境は悪化し、これまで以上に事業場における労働条件の適正化が重要な課題となっている中で、労働基準監督機関としては、監督指導を中核とする各種行政手法を駆使して法定労働条件の履行確保を図っているところである。しかしながら、現下の課題に、より適切に対応するためには、現在の監督水準を質量ともに向上させることが必要であることから、今般、

[Redacted]

[Redacted] 新たな監督指導手法  
を下記 1 のとおり取りまとめたところである。

[Redacted]

[Redacted] これら監督指導手法を試行することとしたので、その実施に万全を期されたい。

[Redacted]

1 新たな監督指導手法

(1)

[Redacted text block 1.1]

(2)

[Redacted text block 1.2]

(3)

[Redacted text block 1.3]

2

[Redacted text block 2]